

## 岡山市週休 2 日工事（発注者指定型）実施要領 （港湾・漁港工事）

### （趣旨）

第 1 条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、岡山市が発注する港湾工事及び漁港工事において、「週休 2 日工事（発注者指定型）」を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第 2 条 この要領において「週休 2 日」とは、「4 週 8 休以上」のことをいい、対象期間における土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を休日として確保し、現場を閉所することをいう。なお、夏季休暇は 8 月の土・日曜日及び祝日以外の 3 日間、年末年始休暇は 12 月 21 日～翌年 1 月 10 日までのうち土・日曜日及び祝日を含む 6 日間を受注者が設定するものとする。

2 この要領において「週休 2 日工事」とは、週休 2 日（4 週 8 休以上）を実施する工事をいう。

3 この要領において「対象期間」とは、工事着手日（準備工事を含む。）から工事完成日（工事完成届の提出日）までで、単位期間が確保できる期間をいう。

4 「閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。

5 「単位期間」とは、土曜日から起算し、4 週目の金曜日まで、又は月曜日から起算し 4 週目の日曜日までの連続する 4 週間（28 日）をいう。

6 この要領において「週休 2 日の達成」とは、対象期間における各単位期間において、8 日以上現場閉所があることをいう。なお、期間内に祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があることとする。

### （対象工事）

第 3 条 対象工事は、原則、岡山市が発注する全ての港湾工事及び漁港工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （1）災害復旧工事等の緊急を要する工事
- （2）設計金額が 400 万円以下の工事
- （3）単価契約工事
- （4）その他週休 2 日の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、現場説明書及び特記仕様書に「週休 2 日工事（発注者指定型）」の対象工事である旨を明記し、「岡山市週休 2 日工事（発注者指定型）特記仕様書」を添付するものとする。

### （実施方法）

第 4 条 実施に当たっては、別に定める「岡山市週休 2 日工事（発注者指定型）特記仕様書」により行うものとする。

2 受注者は、契約の締結後、工事着手前に、休日を明示した休日等取得計画表を発注者に

提出し、それに従い工事を実施するものとする。

- 3 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず、当初設定した休日に作業を行う必要が生じた場合は、同じ単位期間内で振替日を設定すること。ただし、夏季休暇及び年末年始休暇は、本要領の第2条第1項に則り、振替日を設定するものとする。なお、振替に伴う監督員との協議は不要とする。
- 4 前項に定めるもののほか、週休2日工事の実施に当たっては、別に定める特記仕様書により行うものとする。

#### (積算方法)

- 第5条 発注時に週休2日工事の補正係数を労務費等、各経費に乗じたうえで許容価格を作成するものとし、週休2日を達成できなかった場合は、補正なしとして減額変更するものとする。
- 2 前項の補正係数は「岡山市週休2日工事（発注者指定型）特記仕様書」に定める。

#### (工事成績評定)

- 第6条 発注者は、対象期間において週休2日の達成をした場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、週休2日の達成をすることができなかった場合においても減点は行わない。

#### (履行証明書)

- 第7条 発注者は、受注者が対象期間において週休2日を確保した上で、完成検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

#### (その他)

- 第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

#### 附則

##### (施行期日)

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

##### (適用)

この要領は、令和7年8月1日単価以降を採用する工事から適用する。